第５期 決算公告

平成19年6月28日

埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目４番１号
株式会社 埼玉りそな銀行
代表取締役社長 川田憲治

貸借対照表（平成19年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
（資産の部）	
現金預け金	423,635
現金	127,297
預け金	296,338
コールローン	1,462,375
買入金銭債権	105,442
商品有価証券	8,955
商品国債	6,809
商品地方債	2,145
有価証券	1,642,822
国債	888,131
地方債	221,239
社債	257,076
株式	201,889
その他の証券	74,485
貸出金	5,921,348
割引手形	44,236
手形貸付	282,450
証書貸付	5,227,498
当座貸越	367,162
外国為替	14,213
外国他店預け	13,568
買入外国為替	270
取立外国為替	373
その他資産	84,043
未決済為替貸	0
前払費用	1,410
未収収益	11,631
先物取引差入証拠金	170
先物取引差金勘定	0
金融派生商品	4,004
その他の資産	66,826
有形固定資産	57,987
建物	22,070
土地	31,212
その他の有形固定資産	4,703
無形固定資産	2,932
ソフトウェア	248
その他の無形固定資産	2,683
支払承諾見返	24,668
貸倒引当金	△ 35,677
資産の部合計	9,712,746

科目	金額
（負債の部）	
預金	8,941,264
当座預金	270,907
普通預金	5,044,526
貯蓄預金	201,287
通知預金	11,647
定期預金	3,240,027
その他の預金	172,867
譲渡性預金	152,230
コールマネー	40,067
借用金	131,300
借入金	131,300
外国為替	359
売渡外国為替	235
未払外国為替	124
社債	40,000
その他負債	65,368
未決済為替借	39
未払法人税等	2,550
未払費用	20,345
前受収益	1,744
先物取引差金勘定	41
金融派生商品	3,229
その他の負債	37,419
その他の引当金	1,412
繰延税金負債	18,299
支払承諾	24,668
負債の部合計	9,414,972
（純資産の部）	
資本金	70,000
資本剰余金	100,000
資本準備金	100,000
利益剰余金	58,985
利益準備金	20,012
その他利益剰余金	38,972
繰越利益剰余金	38,972
株主資本合計	228,985
その他有価証券評価差額金	69,099
繰延ヘッジ損益	△ 309
評価・換算差額等合計	68,789
純資産の部合計	297,774
負債及び純資産の部合計	9,712,746

損益計算書

（平成18年4月 1日から
平成19年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目		
経常収益		195,684
資金運用収益	138,791	
貸出金利息	117,163	
有価証券利息配当金	14,188	
コールローン利息	6,269	
買入手形利息	38	
預け金利息	0	
その他の受入利息	1,131	
役務取引等収益	43,864	
受入為替手数料	8,481	
その他の役務収益	35,382	
その他業務収益	7,659	
外国為替売買益	828	
国債等債券売却益	6,830	
その他の業務収益	1	
その他経常収益	5,369	
株式等売却益	1,969	
その他の経常収益	3,400	
経常費用		130,836
資金調達費用	14,432	
預金利息	10,874	
譲渡性預金利息	330	
コールマネー利息	161	
売現先利息	9	
債券貸借取引支払利息	1	
売渡手形利息	1	
借用金利息	2,359	
社債利息	328	
金利スワップ支払利息	365	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	18,574	
支払為替手数料	1,699	
その他の役務費用	16,875	
その他業務費用	10,076	
商品有価証券売買損	4	
国債等債券売却損	7,756	
金融派生商品費用	2,315	
営業経費	72,077	
その他経常費用	15,675	
貸倒引当金繰入額	7,102	
貸出金償却	2,585	
株式等売却損	9	
株式等償却	702	
その他の経常費用	5,274	
経常利益		64,848
特別利益		1,086
固定資産処分益	147	
償却債権取立益	939	
特別損失		1,330
固定資産処分損	396	
減損損失	934	
税引前当期純利益		64,604
法人税、住民税及び事業税		20,431
法人税等調整額		8,520
当期純利益		35,653

（貸借対照表注記）

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前１カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法を、動産については定率法をそれぞれ採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建　物　　8 年～50 年
動　産　　2 年～20 年
6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により実施しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づいて償却しております。
7. 社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。
8. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準により、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に係る債権、及び法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額を計上しております。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という）及び今後の管理に注意を要する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。
なお、破綻懸念先のうちキャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を減算した残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要額を計上しております。
上記以外の債権については、合理的な方法により算出した予想損失率等に基づく額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が実施した資産査定を、当該部署から独立した資産監査部署が監査し、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 18,375 百万円であります。
10. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。
過去勤務債務　　その発生年度に一括して損益処理
数理計算上の差異　　各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から損益処理
11. その他の引当金は、将来発生が見込まれる費用又は損失について合理的に見積もることができる金額を計上しております。
主な内訳は次のとおりです。
預金払戻損失引当金　「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号平成 19 年 4 月 13 日）が公表されたことに伴い、当期から、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、計上しております。これにより、経常利益及び税引前当期純利益が 1,403 百万円減少しております。
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジを行っております。
14. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
15. 株式会社りそなホールディングスを連結納税親会社とする連結納税主体の連結納税子会社として、連結納税制度を適用しております。
16. 関係会社に対する金銭債務総額　　93,967 百万円
17. 有形固定資産の減価償却累計額　　48,222 百万円
18. 有形固定資産の圧縮記帳額　　7,474 百万円
19. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、車輌及び事務用機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に関する事項は、次のとおりであります。

(1)取得価額相当額	動産	26 百万円
(2)減価償却累計額相当額	動産	12 百万円
(3)期末残高相当額	動産	14 百万円
(4)未経過リース料期末残高相当額	１年内	7 百万円
	１年超	7 百万円
	合計	14 百万円
(5)支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	支払リース料	6 百万円
	減価償却費相当額	6 百万円
	支払利息相当額	0 百万円
(6)減価償却費相当額の算定方法	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
(7)利息相当額の算定方法	リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は 3,028 百万円、延滞債権額は 57,535 百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という）のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸

出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は 4,382 百万円であります。
なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 22,023 百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 86,970 百万円であります。
なお、20．から 23．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 44,506 百万円であります。

25. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券	837,793 百万円
	貸出金	14,606 百万円
担保提供資産に対応する債務	預金	39,878 百万円
	借用金	14,300 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ取引等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 140,181 百万円を差し入れております。
また、その他の資産のうち敷金保証金は 3,451 百万円であります。

26. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 117,000 百万円が含まれております。

27. 社債は、全額劣後特約付社債であります。

28. 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募（証券取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する当社の保証債務の額は 48,010 百万円であります。
なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日）により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。
これにより、従来の方法に比べ支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ 48,010 百万円減少しております。

29. １株当たりの純資産額　　78,361 円 67 銭
「１株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 4 号平成 14 年 9 月 25 日）が平成 18 年 1 月 31 日付で改正され、会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から同適用指針を適用し、１株当たり純資産額は「繰延ヘッジ損益」を含めて算出しております。これによる影響は軽微であります。

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は、次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品国債」、「商品地方債」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。以下 33.まで同様であります。
売買目的有価証券

	貸借対照表計上額（百万円）	当期の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	8,955	25

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
地方債	148,451	148,074	△ 377	588	966
合　計	148,451	148,074	△ 377	588	966

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株式	85,475	196,855	111,380	112,148	767
債券	1,162,843	1,155,250	△ 7,593	973	8,566
国債	895,014	888,131	△ 6,882	699	7,582
地方債	73,025	72,787	△ 238	188	427
社債	194,803	194,331	△ 472	84	556
その他	131,758	144,551	12,793	13,204	411
合　計	1,380,077	1,496,657	116,579	126,325	9,746

なお、上記の評価差額から時価ヘッジによる損益計上分 12,281 百万円及び繰延税金負債 35,199 百万円を差し引いた額 69,099 百万円を「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

31. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
その他有価証券	2,392,596	9,201	7,766

32. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内容	貸借対照表計上額（百万円）
その他有価証券	
非上場内国債券	62,745
非上場株式	5,033

33. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内（百万円）	1 年超 5 年以内（百万円）	5 年超 10 年以内（百万円）	10 年超（百万円）
債券	705,098	251,653	258,683	151,012
国債	583,775	70,736	82,607	151,012
地方債	11,532	39,230	170,475	-
社債	109,790	141,686	5,599	-
その他	5,006	15,302	8,675	71,293
合　計	710,104	266,955	267,359	222,306

34. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。
これらの契約に係る融資未実行残高は、1,308,688 百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能な

ものが 1,297,739 百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。
また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

35. 当期末の退職給付債務等は、以下のとおりであります。

退職給付債務	△36,020	百万円
年金資産	38,838	
未積立退職給付債務	2,817	
未認識数理計算上の差異	5,586	
貸借対照表計上額の純額	8,404	
前払年金費用	8,404	
退職給付引当金	―	

36. 従来、その他有価証券に区分される物価連動国債については、現物の金融資産部分と組込デリバティブ部分を一体として時価評価し、評価差額を当期の損益に計上しておりましたが、「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第 12 号平成 18 年 3 月 30 日）が公表されたことに伴い、当期から同適用指針を適用し、前期末の貸借対照表価額を取得原価として償却原価法を適用し時価評価による評価差額（税効果額控除後）を純資産の部に計上しております。これにより、従来の方法と比べその他有価証券評価差額金は 311 百万円減少し、繰延税金負債は 210 百万円減少しており、税引前当期純利益は 521 百万円増加しております。

37. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		
貸倒引当金損金算入限度超過額	16,944	百万円
株式等償却否認	9,485	
退職給付関連	6,908	
土地評価差額	4,028	
その他	6,259	
繰延税金資産小計	43,625	
評価性引当額	△ 18,878	
繰延税金資産合計	24,747	
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 35,199	
土地評価差額	△7,012	
その他	△ 835	
繰延税金負債合計	△ 43,047	
繰延税金負債の純額	△ 18,299	百万円

38. 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第 5 号平成 17 年 12 月 9 日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第 8 号平成 17 年 12 月 9 日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 60 号平成 18 年 4 月 28 日）により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。
(1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本及び評価・換算差額等に区分のうえ表示しております。
なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は 298,084 百万円であります。
(2)「利益剰余金」に内訳表示していた「当期未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「繰越利益剰余金」として表示しております。
(3) 純額で繰延ヘッジ損失（又は繰延ヘッジ利益）として「その他資産」（又は「その他負債」）に計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しております。
(4)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。
(5)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。
①「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示しております。
②「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。
③「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

39. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率（国内基準）は 9.01%であります。

（損益計算書注記）

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 関係会社との取引による収益

その他業務・その他経常取引に係る収益総額　12　百万円

3. 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額　1,256　百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額　1,153　百万円

4. 1株当たり当期純利益金額　9,382円41銭

5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

6. 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、稼動資産のうち一部の営業用店舗について900百万円、廃止予定店舗や遊休施設等について34百万円の「減損損失」を計上しております。

上記「減損損失」の合計のうち、建物は574百万円、土地は255百万円、その他の有形固定資産は104百万円であります。

稼動資産については、継続的な収支の管理・把握を実施している各営業店をグルーピングの単位としております。本部等の独立したキャッシュ・フローを生み出さない資産は、共用資産としております。また、廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位として取り扱っております。

回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

稼動資産のグルーピングの単位については、従来、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等としておりましたが、当期より各営業店に変更しております。この変更は、りそなグループ内において各営業店別のキャッシュ・フローを継続的に管理・把握できる環境が整備されたことを契機に、グループ統一方針の観点を踏まえ、稼動資産のグルーピング単位を見直したことによるものであります。この変更により、従来の方法に比べ、税引前当期純利益が900百万円減少しております。

7. 関連当事者との取引に関する事項は次のとおりであります。

兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
親会社の子会社	株式会社りそな銀行	―	提携関係	コールローン	1,697,099	コールローン	1,411,875
				コールローン利息	5,507	未収収益	190
親会社の子会社	りそな保証株式会社	直接 11.7%	保証委託関係 預金取引関係	住宅ローン等に係る被保証	2,968,249	―	―
				保証料	5,642	未払費用	463
				代位弁済	10,357	―	―

（注）1 取引金額は、コールローンについては当事業年度中の平均残高を、住宅ローン等に係る被保証については当事業年度末の被保証残高を、それぞれ記載しております。

2 コールローンの取引条件については、一般の取引先と同様に決定しております。

3 住宅ローン等に係る被保証の保証条件は、商品ごとに決定しております。